

定期検査の繰上げ実施に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編
鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

定期検査の繰上げ実施に関する事項

改正理由

- (1) 規則 B 編 1.1.3 には、定期検査を繰り上げる場合、定期検査を開始した日から 15 ヶ月以内に完了しなければならない旨規定されていた。一方、検査要領 B 編 1.1.4 には、中間検査を受けるべき時期(2 回目及び 3 回目の年次検査の時期)に定期検査を繰り上げて実施し、中間検査を行わない場合、繰り上げて行う定期検査については、3 回目の年次検査の時期までに完了しなければならない旨規定されていた。

この場合、2 回目と 3 回目の年次検査の時期の間(2 年+3 ヶ月から 3 年-3 ヶ月の 6 ヶ月間)に定期検査を繰り上げた場合、当該検査の完了時期は 15 ヶ月後となり、中間検査を受けるべき時期に繰り上げた場合と扱いが異なっていた。

定期検査の繰上げを実施する場合の取扱いをより明確にすべく、定期検査を繰上げた場合の当該定期検査を完了する時期に関する要件を改めた。

- (2) 就航船の検査要件が規定されている IACS 統一規則 Z7 シリーズ及び Z10 シリーズでは、定期検査及び中間検査を並行して行う場合であっても区画の内部検査等の間隔を適正に保つために、区画の検査及び板厚計測の結果を定期検査及び中間検査の両方に用いてはならない旨規定されている。

今般、IACS 統一規則 Z7 シリーズ及び Z10 シリーズに基づいて、区画の検査及び板厚計測の結果に関する規定を改めた。

改正内容

- (1) 定期検査を繰り上げて実施した場合の当該定期検査の完了時期に関する要件を規則 B 編 1.1.4 にまとめて規定した。
- (2) 3 回目の年次検査が終了する日より前に定期検査を繰り上げて開始し、中間検査を行わない場合の定期検査の完了の時期に関する要件を改めた。
- (3) IACS 統一規則 Z7 シリーズ及び Z10 シリーズに基づいて、区画の検査及び板厚計測結果の取扱いに関する要件を規定した。